ロートのコーヒー粉に水蒸気の圧力で熱した水を押し上げ、浸透させた後、水蒸気の圧力の減少又は自重によりコーヒー液を抽出するもの	サイホン式
バスケットのコーヒー粉に沸騰現象を利用して熱した水を循環させてコーヒー液を抽出するもの	パーコレーター式

（二）　保温装置の有無の表示に際しては、保温装置を有するものにあっては「有」の用語、有しないものにあっては「無」の用語を用いて表示すること。

（三）　最大使用水量の表示に際しては、電気コーヒー沸器の最大水位線までの水量をリットル又はミリリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント以内、マイナス五パーセント以内とする。

（四）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

（五）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（六）　表示は、電気コーヒー沸器ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

八　電気ポット

（一）　定格容量の表示に際しては、電気ポットの最大水位線までの容量をリットル又はミリリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント以内、マイナス五パーセント以内とする。

（二）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

（三）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（四）　表示は、電気ポットごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

九　電気ホットプレート

（一）　プレートの表示に際しては、その種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、特にその種類が次の表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。

プレートの種類	用語
プレートが本体に固定されたもの	固定式
プレートがヒータ部分から単体で着脱できるもの	ヒータ分離式
プレートがヒータ部分と一体になって着脱できるもの	ヒータ一体式

（二）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

（三）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（四）　表示は、電気ホットプレートごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十　電気ロースター

（一）　種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。

構造	用語
蓋の部分が開閉できるもの	開閉式
受皿の部分が加熱室から引き出せるもの	引出式

（二）　焼き網の寸法の表示に際しては、焼き網の最大有効焼面の縦及び横の長さを、いずれを指すかを分かりやすく示してセンチメートル単位で表示することとし、この場合の許容範囲は、表示値のプラス・マイナス一センチメートル以内とする。

（三）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

（四）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（五）　表示は、電気ロースターごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十一　電気冷蔵庫

（一）　定格内容積の表示に際しては、日本工業規格C九八〇一―三（家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法―第三部：消費電力量及び内容積の算出）に規定する定格内容積（冷凍冷蔵庫（日本工業規格C九八〇一―三（家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法―第三部：消費電力量及び内容積の算出）に規定する冷凍冷蔵庫をいう。以下同じ。）にあっては、全定格内容積、冷凍室及び冷蔵室の定格内容積）をリットル単位で表示することとし、この場合（冷凍冷蔵庫の冷凍室又は冷蔵室の定格内容積のうちその数値のいずれか大きいものの表示の場合を除く。）における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス三パーセント以内又はプラス・マイナス一リットル以内のいずれか大きい方とする。

なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能を持つ状態に切り替えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあっては、当該冷凍室の定格内容積を前段の規定による冷凍室の定格内容積の表示の次にリットル単位で冷蔵用に切替えが可能である旨を付して括弧書きで付記すること。

（二）　消費電力量の表示に際しては、電気冷蔵庫の定格周波数ごとに日本工業規格C九八〇一―三（家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法―第三部：消費電力量及び内容積の算出）に規定する消費電力量をキロワット時毎年の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス七パーセント以内とする。なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能を持つ状態に切り替えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあっては、当該冷凍室を冷蔵室の冷却性能を持つ状態に切り替えたときにおける消費電力量を前段の規定による消費電力量の表示の次にキロワット時毎年の単位で、当該冷凍室を冷蔵室の冷却性能を持つ状態に切り替えた場合である旨を付して括弧書きで付記すること。

（三）　外形寸法の表示に際しては、電気冷蔵庫本体（凝縮器、固定されたテーブルボード及び外付け操作盤を含み、扉のハンドル及び調整脚を除く。）の幅、奥行及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十ミリメートル以内とする。ただし、表示値が千ミリメートル以上の場合における許容範囲は、プラス・マイナス十五ミリメートル以内とする。